

新幹線地本ボーナスカット裁判控訴審不当判決に対する見解

本日、東京高等裁判所は、われわれが控訴していた賃金等請求控訴事件（通称：カット裁判控訴審）の判決で控訴を棄却するという許しがたい不当判決を下した。

私たちは2005年1月24日の東京地裁提訴以来、原告団26名と全組合員が一体となって会社による不当な定昇・ボーナスカットを許さない闘いを展開してきた。

定昇・ボーナスカットはJR東海労の組織を破壊するために向けられた攻撃であることを明確にし、これを跳ね返すために職場からの闘いと同時に裁判闘争に決起した。

実際、裁判闘争を開始して以降、会社によるボーナスカットは激減した。そして、職場の中でもわれわれの主張をシッカリとぶつけ、添乗や張り付きをする助役の理不尽な指摘を許さない闘いをつくりだした。

内容上は、第一審判決を前にして実質上の勝利をかちとったのだ。しかし、一審判決は、労働者の主張より、会社の主張を全面的に採用するという「国家暴力装置」の一機関である本質をあらわにし、不当な判決を下したのであった。

当然われわれは、これを許さず2008年5月27日に控訴し改めて法廷闘争を展開することとした。

そして、今日の判決を迎えたが、判決理由は、ほとんど地裁判決を踏襲しており、「添乗・試問は統一的に万遍なく実施している～控訴人らの中にその回数を多くしたり、集中させたりしていることをうかがわせる証拠はない」「（試問の調査報告については）東海労組合員のみであり他労組の社員との比較は車掌を除き行われていない～車掌の試問回数も裏付けるものとしては不十分」として私たちの調査を不十分と結論付けている。

司法当局は二度に亘って労働者を足蹴にする判決を下した。われわれはこの判決に満腔の怒りをもって抗議する。

われわれは、培われた闘いと教訓を基に当面する「春の闘い」を全力で闘いきる。

東海の地に労働運動の灯を消さないために更に闘いを強化する。

2009年3月26日

J R 東海労働組合中央本部
J R 東海労働組合新幹線地方本部